

奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、奈良県と県内市町村が共同して実施する移住支援事業、就業支援事業及び起業支援事業に関し、基本的な枠組みを定めるものである。

(事業の実施)

第2 奈良県地方創生総合戦略及び県内市町村のまち・ひと・しごと総合戦略に基づき、奈良県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消等に資するため、奈良県と県内市町村が共同して、移住支援事業・就業支援事業及び起業支援事業を実施する。

(地域再生計画の作成等)

第3 移住支援事業、就業支援事業及び起業支援事業を実施するに当たっては、奈良県と県内市町村が共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、地方創生推進交付金の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、市町村の協力を得て、奈良県が代表して行うものとする。

(各事業の概要)

第4 移住支援事業、就業支援事業及び起業支援事業の概要は、以下のとおりである。

1 移住支援事業

奈良県が行う就業支援事業又は起業支援事業と連携し、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から移住して就業し、又は起業しようとする者が転居・就業又は起業・定着に至った場合に、奈良県と居住地の市町村が協働して移住支援金を給付する。

2 就業支援事業

奈良県が、東京圏の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイトを開設・運営し、県内就業の支援を行う。(職業安定法第4条第6項の募集情報等提供事業)。

3 起業支援事業

奈良県が、県内において社会的事業等を新たに起業した者に対して起業支援金を給付するとともに、販路開拓や資金計画書の作成等の伴走支援を行う。

(移住支援事業及び就業支援事業)

第5 移住支援事業及び就業支援事業は、次のとおり実施する。

1 移住支援事業

奈良県は、事業の制度設計・全体管理、地方創生推進交付金の申請・実績報告・受領・返納等の国との窓口・調整業務を担う一方、市町村は、移住者からの移住支援金の申請受付・要件確認、移住支援金の支給、定着の確認、債権管理、市町村が行う移住者支援施策の調整を担うものとする。

移住支援金の支給・返還に関する詳細は、以下のとおりとする。

(1) 移住支援金の支給

市町村は、①に定める要件を満たす者のうち、②又は③の要件（世帯の場合は④の要件）を満たす就職又は起業をした者の申請に基づき、⑤に定める方法により、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円の移住支援金を支給する。

① 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- a 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと（連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合を除く。）。

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 県内の移住支援事業実施市町村に転入したこと。
- b 奈良県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。
- c 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
ただし、起業については事業年度の11月末日までに転入し、当該年度の2月末までに移住支援金の申請をしていること。
- d 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

（ウ）その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

- c その他奈良県及び県内市町村が移住支援金の対象として不相当と認める者でないこと。

② 就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が奈良県内に所在すること。
- (イ) 奈良県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人による就業であること。奈良県以外のマッチングサイトに掲載している求人による就業は対象外とする。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて2(2)①に示す対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
- (オ) 上記(イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

③ 起業に関する要件

第6に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けた者。

④ 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。
- (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請時において同一世帯に属していること。
- (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、奈良県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に転入したこと。
- (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
- (オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

⑤ 申請・支給方法

(ア) 申請

移住支援金の申請者は、申請書、移住先の就業先の就業証明書及び本人確認書類に加え、上記①の要件を満たし、かつ②又は③の要件（世帯の場合は④の要件）に該当することを証する書類のほか、必要な書類を添えて、移住先の市町村に提出する。

(イ) 支給方法

市町村は、(ア)の申請が要件に該当すると認めるときは、県に確認の上、交付決定通知書を交付し、移住支援金を支給するものとする。

(2) 移住支援金の返還

市町村は、移住支援金の支給を受けた者が次に掲げる要件に該当する場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして奈良県及び当該市町村が認めた場合は、この限りでない。

① 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した市町村から転出した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

② 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合

(3) 移住支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、移住支援金の申請情報、移住支援金支給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに奈良県と共有することとする。また、奈良県は、起業支援事業に係る交付決定に関する情報について、速やかに市町村と共有することとする。

2 就業支援事業

(1) マッチングサイトの開設・運営

奈良県は、移住支援金の対象法人の求人情報を掲載する等のため、マッチングサイトの開設及び運営を行う。

(2) 移住支援金の対象法人の登録

① 要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 官公庁等でないこと。

(イ) 資本金10億円以上の法人でないこと。

(ウ) みなし大企業でないこと。

(エ) 本社又は事業所所在地が奈良県内にある法人であること。(本社所在地が条件不利地域以外の東京圏にある法人を除く。)

(オ) 雇用保険の適用事業主であること。

(カ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

(キ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

② 申請

移住支援金の対象法人の登録を申請する者は、申請書（様式）に加え、①の要件に該当することを証する書類を奈良県に提出する。

③ 登録

奈良県は、②の申請が①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

(3) 選定企業、掲載求人情報に係る情報共有

奈良県は、移住支援金の対象法人の登録情報及びマッチングサイト掲載求人情報について、市町村と共有することとする。

(起業支援事業)

第6 起業支援事業は、次のとおり実施する。

1 起業支援金の給付

奈良県は、奈良県内において、(1)に定める要件を満たす者のうち、(2)に定める要件を満たす事業の起業を行う者に対して、当該起業を行った者が要した(3)に定める経費の2分の1に相当する額（当該額が200万円を超える場合は、200万円）を、起業支援金として交付する。

(1) 対象者に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 事業実施期間中に個人事業の開業届出又は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の設立を行い、その代表者となる予定の者であること。

(イ) 県内に居住し、又は事業実施期間中に居住する予定の者であること。

(ウ) 個人事業の開業の届出又は法人の登記を県内で行う者であること。

(エ) 訴訟及び法令遵守上の問題を抱えていない者であること。

(オ) 申請者又は設立される法人の役員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会勢力との関係を有する者でないこと。

(カ) 住民税を滞納していない者であること。

(キ) 起業予定の法人が、中小企業者であり、みなし大企業でないこと。

(2) 対象となる事業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

① 社会的事業として次に掲げる全ての要件を満たすこと。

(ア) 地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）

(イ) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）

(ウ) 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと（必要性）

② 奈良県の管内で実施する事業であること。

③ 起業支援事業の公募開始日以降、起業支援事業の事業期間完了日までに新たに起業する事業であること。

- ④ 公序良俗に反する事業でないこと。
- ⑤ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規定する風俗営業等）でないこと。

(3) 対象経費

新たに起業する者が起業に要する経費

人件費、借料、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費、委託費 等

2 交付手続

(1) 申請

起業支援金の支給を申請する者は、本人確認書類に加え、1（1）及び（2）の要件に該当することを証する書類を奈良県に提出する。

(2) 交付方法

奈良県起業家支援事業の受託事業者が実施する外部委員会の審査を経て選定された者が（1）の申請を行い、要件に該当すると認めるときは、起業支援金を交付するものとする。

3 執行体制

奈良県は、起業支援事業の効果的・効率的な執行を図るため、起業支援金対象事業計画の募集及び選定、起業に向けた伴走支援を行う事業者を公募・選定し、当該事業を委託する。

起業支援金は、奈良県が交付する。

4 その他

起業支援金の交付については、別途「奈良県起業家支援事業費補助金交付要綱」を定める。

(財源の負担割合)

第7 財源の負担割合は、次のとおりとする。

1 第5の1に定める移住支援事業

移住支援金の負担割合については、国が2分の1、奈良県が4分の1、市町村が4分の1とする。奈良県は、当該4分の1に相当する額に、移住支援金に充てるために国から地方創生推進交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付することとする。

2 第5の2に定める就業支援事業

マッチングサイトの改修及び運営に係る事業費の地方負担については、奈良県が負担する。

- 3 第6に定める起業支援事業
事業費の地方負担については、奈良県が負担する。

(協力)

- 第8 奈良県と市町村は、移住支援事業・就業支援事業及び起業支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

- 第9 この要領に定めるもののほか、移住支援事業・就業支援事業及び起業支援事業の実施に必要な事項は、奈良県と県内市町村が協議して定める。

附 則

- 1 この要領は、令和元年7月26日から実施する。